

広島県告示第百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び東部建設事務所三原支所において、平成二十二年三月十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

大草三原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市小坂町一六二六番一地从先から 三原市小坂町二八五一番一地从先まで		三・四〇〇 一 九・〇〇 一 一・一〇〇 二五・七〇〇		八八八・〇〇 八八八・〇〇 八五八・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 八八〇・〇〇 メートル